

Z-70-E 相続税法〔第一問〕一解 答一

問1の解答は1枚目から3枚目に、
問2の解答は4枚目から5枚目の
所定の箇所に記入しなさい。

問1

(1) Aが小規模宅地等の特例の適用を受けるための手続③

相続税の期限内申告書を提出したAは、次の事由によりその申告に係る課税価格及び相続税額が過大となったときは、その事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

未分割遺産に対する課税の規定により分割されていない財産について民法（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合において、その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。

(2)① 特別寄与料に係る規定が設けられている理由⑤

改正前の民法の規定では、被相続人の療養看護等に努め、その財産の維持又は増加に寄与した場合に対する制度として寄与分の規定がありましたが、この対象となるのは相続人のみであり、相続人以外の者が被相続人の療養看護に努め、被相続人の財産の維持に貢献した場合であっても、相続人でないことから遺産分割協議において分配を請求することはできず、何ら財産を取得することはできなかった。

このような取扱いに対しては、療養看護を一切行わなかった相続人が遺産を取得できるのに対し、療養看護をした相続人以外の者が何ら遺産を取得できないのは不公平であるため、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として特別寄与料の制度が創設された。

② Dの相続税の課税価格及び税額の計算と申告手続について

イ 相続税の課税価格⑤

特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、その特別寄与者が、その特別寄与料の額に相当する金額をその特別寄与者による特別の寄与を受けた被相続人から遺贈により取得したものとみなす。

ロ 相続税の税額(相続税額の2割加算)③

相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となったその被相

問1 (続き)

続人の直系卑属を含む。)及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、算出相続税額にその100分の20に相当する金額を加算した金額とする。

ハ 申告手続(相続税の期限内申告) ⑤

特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定したことにより、新たに期限内申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、その事由が生じたことを知った日の翌日から10月以内(その者が納税管理人の届出をしないでその期間内に法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日まで。)に期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(3)① B及びCの取ることができる申告等の手続(相続税の更正の請求) ⑤

相続税について申告書を提出した者は、次のいずれかの事由によりその申告に係る課税価格及び相続税額が過大となったときは、それぞれの事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

イ 未分割遺産に対する課税の規定により分割されていない財産について民法(寄与分を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合において、その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。

ロ 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定したこと。

② B及びCの課税価格の計算(債務控除) ④

特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額がその特別寄与者に係る課税価格に算入される場合においては、その特別寄与料を支払うべき相続人が相続又は遺贈により取得した財産及び相続時精算課税適用財産については、その相続人に係る課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額からその特別寄与料の額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

問 2

本問は、XがYに対する金銭債権の残額を消滅させたことより、債権金額が債務金額を下回っていたと解される。したがって、課税としては相続税法第8条の債務免除益に課税が発生する。③

(1) 債務免除益 課税される場合

① 関連条文⑦

対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済（以下「債務の免除等」という。）による利益を受けた場合においては、その債務の免除等があった時において、その債務の免除等による利益を受けた者が、その債務の免除等に係る債務の金額に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）をその債務の免除等をした者から贈与（その債務の免除等が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

② 趣旨②

債務の消滅により、債務者は経済的な利益を受けたことになるため、税負担公平の見地から、相続税法の擬制により課税している。

(2) 債務免除益 課税されない場合

① 関連条文⑥

その債務の免除等が次のいずれかに該当する場合には、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

イ 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務の全部又は一部の免除を受けたとき。

ロ 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務者の扶養義務者によってその債務の全部又は一部の引受け又は弁済がなされたとき。

② 趣旨②

債務者が資力を喪失している場合の担税力を考慮して設けられている。

Z-70-E 相続税法〔第二問〕—解答—

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地H	配偶者乙	98,592,000②	$400,000 \times 1.00 + 360,000 \times 1.00 \times 0.03 = 410,800$ $410,800 \times 15\text{m} \times 20\text{m} = 123,240,000$ ① $123,240,000 \times \frac{1}{2} = 61,620,000$ ② $123,240,000 \times \frac{1}{2} \times 60\% = 36,972,000$ ③ ①+②=98,592,000
家屋L	配偶者乙	10,000,000①	$10,000,000 \times 1.0 = 10,000,000$
宅地M	孫 F	60,729,200②	① $350,000 \times 1.00 \times *0.92 = 322,000$ $322,000 \times 230\text{m}^2 \times (1 - 0.6 \times 0.3) = 60,729,200$ ※ 不整形地補正率 かげ地割合 $\frac{18\text{m} \times 20\text{m} - 230\text{m}^2}{18\text{m} \times 20\text{m}} = 0.3611$ $\therefore 0.92$
家屋N	孫 F	5,440,000②	$8,000,000 \times 1.0 \times (1 - 0.3) = 5,600,000$ $5,600,000 - *160,000 = 5,440,000$ ※ 預かり保証金

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算(続き)

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地Q	養子D	100,881,000②	① $300,000 \times 1.00 + 300,000 \times 0.95 \times 0.02 = 305,700$ ② $305,700 \times 330 \text{m}^2 = 100,881,000$
家屋R	養子D	12,000,000	$12,000,000 \times 1.0 = 12,000,000$
宅地S	次男C	65,600,000②	$82,000,000 \times \frac{80}{100} = 65,600,000$
T社株式			<p><評価方法の判定></p> $\frac{21\text{個} + 15\text{個} + 2\text{個}}{100\text{個}} = 38\% \geq 30\%$ <p>∴ 同族株主のいる会社の同族株主</p> <p>乙 $\frac{11\text{個}}{100\text{個}} = 11\% \geq 5\%$ ∴ 原則①</p> <p>丙 $\frac{4\text{個}}{100\text{個}} = 4\% < 5\%$</p> <p>丙を中心 $\frac{4\text{個} + 11\text{個} + 2\text{個}}{100\text{個}} = 17\% < 25\%$</p> <p>丁を中心 $\frac{4\text{個} + 11\text{個} + 2\text{個} + 21\text{個}}{100\text{個}} = 38\% \geq 25\%$</p> <p>中心的な同族株のいる会社 ∴ 配当還元①</p>

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算(続き)

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
	配偶者乙 次男 C	8,962,800② 720,000②	<p>< 1株当たりの価額の計算 ></p> <p>① 原則</p> <p>イ 類似業種比準価額 $3,452 - 100 = 3,352$①</p> <p>ロ 純資産価額 $7,800 \times \frac{80}{100} = 6,240$①</p> <p>ハ 併用方式 $3,352 \times 0.75 + 6,240 \times 0.25 = 4,074$</p> <p>② 配当還元</p> $\frac{1,800,000 - 200,000 + 2,000,000}{2} = 1,800,000$ $\frac{10,000,000}{50} = 200,000 \text{株}$ $\frac{1,800,000}{200,000 \text{株}} = 9$ $\frac{9}{10\%} \times \frac{500}{50} = 900 < 4,074 \quad \therefore 900$ <p>乙 $4,074 \times 2,200 \text{株} = 8,962,800$</p> <p>C $900 \times 800 \text{株} = 720,000$</p>

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
貸付金	配偶者乙	16,115,200 ^①	$16,000,000 \times 1.2\% \times \frac{219\text{日}}{365\text{日}} = 115,200$ $16,000,000 + 115,200 = 16,115,200$
宅地V		—	譲渡担保のため、評価しない。 ^①
W社株式	長女B	15,160,000 ^②	^① 772 ^② 770 ^③ 777 ^④ $640 \times (1 + 0.2) - 50 \times 0.2 = 758$ $758 \times 20,000 \text{ 株} = 15,160,000$

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
()			
X社転換社債	長女B	20,031,874②	<p>① 1,280 ② 1,300 ③1,230 ④ 1,188</p> <p>∴ 1,188 < 1,250</p> $100 + 100 \times 0.50\% \times \frac{146 \text{日}}{365 \text{日}} \times (1 - 20.315\%) = 100.15937$ $100.15937 \times \frac{20,000,000}{100} = 20,031,874$

(25点)

(2) 小規模宅建等の特例の計算

(単位：円)

① 減額単価 (判定が合っていて❶)

乙 (居) $410,800 \times 80\% = 328,640 (150 \text{ m}^2)$
 $410,800 \times 60\% (\text{借地権}) \times 80\% = 197,184 (150 \text{ m}^2)$
 D (事) $305,700 \times 80\% = 244,560 (165 \text{ m}^2)$

② 選択

特定居住用宅地等と特定事業用宅地等の完全併用

③ 減額金額

乙 $328,640 \times 150 \text{ m}^2 + 197,184 \times 150 \text{ m}^2 = 78,873,600$
 D $244,560 \times 165 \text{ m}^2 = 40,352,400$

特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額 (単位：円)
宅地H	配偶者乙	78,873,600❶
宅地Q	養子D	40,352,400❶

(3) 分割財産の価額の計算

$160,000,000 - 3,000,000 + 80,000 = 157,080,000$ ❶

配偶者乙 $\frac{1}{2} = 78,540,000$

次男C $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = 19,635,000$

養子D $157,080,000 \times (\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{4}) = 39,270,000$

養子E $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = 19,635,000$

相続分が合っていて❶

(5点)

(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
債務	配偶者乙	3,000,000①	$3,160,000 - 160,000 = 3,000,000$
葬式費用	配偶者乙	1,000,000①	$3,000,000 \times \frac{1}{3} = 1,000,000$
	長女B	1,000,000	$3,000,000 \times \frac{1}{3} = 1,000,000$
	次男C	1,000,000	$3,000,000 \times \frac{1}{3} = 1,000,000$

(2点)

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等	配偶者乙 次男C 長女B	15,080,000① 17,000,000① 3,000,000①	15,000,000+80,000=15,080,000 20,000,000-3,000,000=17,000,000 3,000,000
同上の非課税金額	配偶者乙 次男C 長女B	11,751,870① 13,248,129 —	① 5,000,000×5人=25,000,000 ② 15,080,000+17,000,000=32,080,000 ③ ①<② ∴ 25,000,000 ④ 乙 $25,000,000 \times \frac{15,080,000}{32,080,000} = 11,751,870$ C $25,000,000 \times \frac{17,000,000}{32,080,000} = 13,248,129$ — 相続人でないため適用なし。
(生命保険契約に関する権利)	養子D	2,000,000①	$3,000,000 \times \frac{2}{3} = 2,000,000$
(保証期間付定期金に関する権利)	次男C	3,716,250①	① 1,500,000×4.955=7,432,500 ② 7,000,000 ③ ①>② ∴ 7,432,500 $7,432,500 \times \frac{1}{2} = 3,716,250$
(結婚・子育て資金)	養子E	2,880,000①	$(10,000,000 - 2,800,000) \times \frac{4,000,000}{4,000,000 + 6,000,000} = 2,880,000$

(7点)

(6) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計 算 過 程
平成 27 年	養子 E	—	相続開始前 3 年以内でないため適用なし。
平成 30 年	長女 B	2,000,000 ^①	

(7) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等		配偶者乙	次男 C	養子 D	養子 E	長女 B	孫 F
区分							
遺 贈 に よ る 取 得 財 産		54,796,400	66,320,000	72,528,600		35,191,874	66,169,200
分 割 財 産		78,540,000	19,635,000	39,270,000	19,635,000		
みなし取得財産		3,328,130	7,468,121	2,000,000	2,880,000	3,000,000	
債 務 ・ 葬式費用	債 務	△3,000,000					
	葬式費用	△1,000,000	△1,000,000			△1,000,000	
生前贈与財産の 加 算 額						2,000,000	
課 税 価 格 (千円未満切捨て)		132,664,000	92,423,000	113,798,000	22,515,000	39,191,000	66,169,000

(1 点)

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

(単位：円)

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課 税 遺 産 額
466,760 千円		30,000+6,000×5人= 60,000 ^① 千円	406,760 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	203,380,000	64,521,000
長女 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	40,676,000	6,135,200
次男 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	40,676,000	6,135,200
養子 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	81,352,000	17,405,600
養子 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	40,676,000	6,135,200
(法定相続分 ^①)			
合計	5人	1	(100円未満切捨て) 100,332,200円

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

区分		相続人等	配偶者乙	次男C	養子D	養子E	長女B	孫F
算 出 税 額			28,516,734	19,866,747	24,461,401	4,839,702	8,424,284	14,223,329
加 算 又 は 減 算	相 続 税 額 の 2 割 加 算 額					844,126		2,844,665
	贈 与 税 額 控 除 額 (暦年課税分)						△194,000 ^①	
	配 偶 者 の 税 額 軽 減 額	△28,516,734						
	未 成 年 者 控 除 額			△300,000 ^①				
	障 害 者 控 除 額						△7,360,000 ^①	
納 付 金 額 (千円未満切捨て)			0	19,566,700	24,461,400	5,683,800	870,200	17,067,900

(5点)

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の2割加算額	養子 E 孫 F	844,126 2,844,665	$4,839,702 \times \frac{2,880,000}{22,515,000} = 619,069$ $(4,839,702 - 619,069) \times 20\% = 844,126$ $14,223,329 \times 20\% = 2,844,665$ (対象者と算式①)
贈与税額控除額 (暦年課税分)	長女 B	194,000	$(2,000,000 + 23,000,000 - \text{※}20,000,000 - 1,100,000)$ $\times 15\% - 100,000 = 485,000 \text{①}$ $485,000 \times \frac{2,000,000}{2,000,000 + 3,000,000} = 194,000$ $\text{※ } 23,000,000 \geq 20,000,000 \quad \therefore 20,000,000$

(2点)

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算 (続き)

(単位:円)

加算及び 控除項目	対象者	金額	計算過程
配偶者の 税額軽減額	配偶者乙	28,516,734	① 28,516,734 ② イ $466,760,000 \times \frac{1}{2} = 233,380,000 \geq 160,000,000$ $\therefore 233,380,000$ ロ 132,664,000 ハ イ > ロ $\therefore 132,664,000$ ③ $\frac{100,332,200 \times \text{②}}{467,760,000} = 28,516,734$ ④ ① \geq ③ 28,516,734 (計算過程②)
未成年者 控除額	次男 C 孫 F	300,000 —	100,000 \times (20歳 - 17歳) = 300,000 法定相続人でないため適用なし。

(2点)

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算 (続き)

(単位:円)

加算及び 控除項目	対象者	金額	計算過程
障害者控除額	長女B	7,360,000	<p>① $200,000 \times (85\text{歳} - 45\text{歳}) = 8,000,000$ ❶</p> <p>② $① + 100,000 \times \text{※}^1 20\text{年} - \text{※}^2 2,640,000 = 7,360,000$</p> <p>③ $① > ② \therefore 7,360,000$</p> <p>※1 平成12年10月22日～令和2年6月1日 19年7月 ∴ 20年</p> <p>※2 $60,000 \times (70\text{歳} - 26\text{歳}) = 2,640,000$</p>

(1点)

相続税法【総評】

〔総評〕

本年度の本試験の理論問題については、問1、問2ともに最近出題がされていなかった事例形式での出題だったため、条文をベタ書きすれば良いというわけではなく、具体的事例に即して解答しなければならないため、受験生にとっては解答しにくい問題だったかもしれない。また、計算についてはボリュームが多く、難易度自体もやや高かったため、ケアレスミスや時間配分の失敗は許されない問題であった。財産評価や税額控除などそれぞれの項目について、ミスを最小限にできたかを問われる問題であった。

〔第一問〕理論

問1 小規模宅地等の特例を適用するための手続きと特別寄与料に係る規定（事例問題）

小問3問。(1)は「小規模宅地等の特例を適用するための手続き」について問われていたため、相続税の期限内申告における手続規定を解答した受験生も多かったと思う。ただ、設例ではAは既に未分割の状態で相続税の期限内申告書の提出を行っていること、被相続人の財産の合計が1億2千万であるため、Aの期限内申告での課税価格は相続財産の1/3の4千万円であること、遺産分割協議が成立しAが相続することになった居住用の宅地及び家屋について小規模宅地等の特例が適用されれば、Aの期限内申告での課税価格4千万円を下回ることが想定されることから、Aが行う手続きについては更正の請求と判断した。また、(2)は民法改正で相続人しか認められなかった特別寄与料について、相続人以外にも認められることとなった「特別寄与料の請求制度」及び申告手続きについて、(3)についても同様に申告等の手続きについて、具体的事例に即しての解答を求められたため、事例問題に慣れていない受験生は解答しにくい問題だったかもしれない。

ボーダーライン18点、合格確実圏22点と考える（30点配点）

問2 債務免除益に関する贈与税の課税関係（事例問題）

代物弁済が行われたことにより、贈与税の課税が問題となる場合について、関連する条文である相続税法第8条の債務免除益について書かせる問題。

解答としては、まずは債務免除益についての条文について解答し、その趣旨について解答すれば良いのだが、関連する条文が何になるか悩んだ受験生も多かったのではないと思う。

ボーダーラインは10点、合格確実圏14点と考える（20点配点）

〔第二問〕計算（総合問題）

計算についてはボリュームが多く、難易度も昨年と比べやや高かったと思う。宅地の評価については、「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合の貸宅地の評価が出題されており、実務に即した問題が出題されたと感じた。障害者控除など解答するのに時間がかかる項目が多かったため、時間配分を気にしながらケアレスミスを最小限にすることができたかがポイントとなる。

ボーダーラインは35点、合格確実圏42点と考える（50点配点）。

全体でのボーダーラインは63点、合格確実圏は78点と考える（100点満点）。